

伊勢市農業委員会 第204回 総会議事録

日 時	令和4年12月15日(木) 13時55分～14時30分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>16名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 6番 神廣 敏夫 7番 中澤 利吉</p> <p>9番 東浦 弘行 10番 中西 正平 12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>3名</p> <p>5番 川端 善宏 8番 中西 重喜 11番 北村 安弘</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美(局長)</p> <p>中野 雅之(係長)</p> <p>上野 結女(会計年度任用職員)</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶(会計年度任用職員)</p>
会議録署名者	9番 東浦 弘行 18番 大西 正義
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 非農地証明願について</p> <p>議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地利用変更届出書について</p> <p>4. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)</p> <p>5. その他</p>

<p>議 長</p>	<p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第204回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>16</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 9番の東浦 弘行さん 18番の大西 正義さん のご兩名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明願について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上4件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は4件、畑が9筆のみの2,807㎡でございます。</p>

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は神久 4 丁目の畑 3 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は神久 3 丁目地内 久志本神社より東へ 200m に位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

2 番、こちらでも売買でございます。受人は前山町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は前山町地内 前山町墓地より南へ 50m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

3 番、こちらでも売買でございます。受人は栗野町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は栗野町地内 栗野農業研修センターより南へ 120m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 2 名でございます。

4 番、こちらでも売買でございます。受人は上野町の畑 4 筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は上野町地内 伊勢市沼木支所より西へ 200m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は 3 名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された 4 番については、所有権移転後、草を刈り起耕後に野菜類（大根、ねぎ等）を栽培する旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。

議案第 1 号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は10件、内訳といたしまして、田が19筆13,096㎡、畑が10筆2,665㎡の計20筆15,761㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。受人である滋賀県栗東市大橋2丁目で不動産業等を営む株式会社AMAINS 代表取締役 小路 和宏さんが、岡本2丁目の畑2筆と隣接する山林1筆175㎡を譲り受け一体利用して、駐車場9台分としたいとの申請にございます。申請地は勢田町地内 三重県伊勢庁舎より北へ120mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、先代が平成7年3月にアパートを建築した際に畑とわからずに駐車場にしてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として土留(コンクリート製)を設置するとのことでございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は一色町の畑1筆を譲り受けて、倉庫と駐車場2台分としたいとの申請でございます。申請地は一色町地内 昌久禅寺より北へ20mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、譲渡人から平成25年5月に転用例外届（農業用倉庫1棟）が提出されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題がないとのことでございます。

3番、こちらでも売買でございます。野村町で中古車販売・修理等を営む受人が、野村町の畑1筆を譲り受けて、駐車場30台分としたいとの申請でございます。申請地は野村町地内 野村公園より北へ50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、着工が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。譲渡人が、本年9月から公共下水道工事のための資材置場・駐車場として利用する業者に貸してしまったとの内容で始末書が提出されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人は朝熊町の畑1筆を譲り受けて、進入路としたいとの申請でございます。申請地は、朝熊町地内 朝熊公民館より北東へ250mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題がないとのことでございます。

5番、こちらでも売買でございます。受人である兵庫県尼崎市南清水で太陽光発電事業等を営む合同会社太陽テック 代表社員 藤田 伸一さんが、朝熊町の田18筆を譲り受け、隣接する井溝1筆714㎡と原野1筆995㎡も譲り受け一体利用して、太陽光発電施設 設置面積6,630.948㎡としたいとの申請でございます。申請地は朝熊町地内 伊勢二見鳥羽ライン二見ジャンクションより東へ190mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この12月12日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。

6番、こちらも売買でございます。受人は、鹿海町の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積69.35㎡としたいとの申請でございます。申請地は、鹿海町地内 国道23号 鹿海町交差点より北東へ120mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は合併浄化槽をへて西側既設排水路へ放流とし、被害防除は現状のまま使用して問題がないとのことでございます。

7番、こちらも売買でございます。受人は、鹿海町の畑2筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積106.79㎡としたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内 鹿海町交差点より南東へ210mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は25%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として法面を設置するとのことでございます。

8番、こちらは使用貸借でございます。父名義の小俣町相合の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟及び車庫 建築面積131.95㎡を建てたいとの申請でございます。申請地は小俣町相合地内 六軒屋公園より北西へ170mに位置する第1種農地でございます。第1種農地ですと原則不許可となることとございますが、農地法施行令第4条第1項第2号イで定めるものとして、農地法施行規則第33条第4号に「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落接続して設置されるもの」という規定がございます。借人が、自身の住宅を建てることにつきましては、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は31%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

9番、こちらも使用貸借でございます。祖母名義の小俣町本町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建て1棟 建築面積117.9㎡と道路用地としたいとの申請でございます。申請地は小俣町本町地内 掛橋公園より南へ60mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、着工が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。譲渡人が、平成11年頃に飲食店から駐車場として利用したい申し出があり貸してしまったとの内容で始末書が提出されました。建ぺい率は30%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでござい

す。

10番、こちらは売買でございます。受人である松阪市小片野町で不動産業等を営む株式会社ランド企画 代表取締役 武田 貢さんが、御菌町長屋の畑1筆を譲り受けて、建売住宅1棟としたいとの申請にございます。申請地は御菌町上條地内 市立御菌中学校より南へ70mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は北東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 非農地証明願についてでございます。件数は1件、内

訳といたしまして、畑が1筆のみの650㎡です。詳細について説明させていただきます。

次ページ(5-1)をご覧ください。

1番、小俣町明野の畑1筆で、現況は宅地でございます。こちらは昭和45年に住宅、貸家及び倉庫を建築し利用していたとのことで、固定資産課税証明書の写を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木
(農林水産課)

それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は69件で、田が114筆の130,694㎡、畑が18筆の12,478㎡、計132筆の143,172㎡でございます。次のページの農地利利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の500㎡。

◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が5件で、

田が17筆の16,067㎡、畑が1筆の335㎡、計18筆の16,402㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が15件で、

田が32筆の37,391㎡、畑が3筆の2,042㎡、計35筆の39,443㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の649㎡

◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の1,031㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が24件で、

田が33筆の39,378㎡、畑が6筆の4,476㎡、計39筆の43,854㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が22件で、

田が31筆の36,827㎡、畑が6筆の4,476㎡、計37筆の41,303㎡。

以上件数は69件で、田が114筆の130,694㎡、畑が18筆の12,478㎡、計132筆の143,172㎡でございます。転貸抜きの件数は47件で、田が83筆の93,867㎡、畑が12筆の8,002㎡、計95筆の101,869㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。

この内56番、57番と66番、67番は森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議したいと思っております。

（森北委員退席）

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことをございますので、議案第4号中の森北委員に
関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第4号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何
かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようござ
いますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことをございますので、議案第4号 伊勢市農用地利
用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決
定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件
は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願
います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について
……3件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について
……15件(説明内容記録省略)
3. 農地利用変更届出書について
……3件(説明内容記録省略)

4. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)
……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に
ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。
引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま
す。

係 長 それでは事務局から1点の連絡と1点の情報共有をさせていただきます。
まず、連絡事項といたしまして、12月の現地調査のお願いでございま
す。

- ・12月23日(金) 山添 久憲 委員、 岩尾 昭 委員
 - ・12月26日(月) 出口 勝信 委員、 北村 安弘 委員
- にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、
市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。

続きまして情報共有につきまして、現在3条申請において、50a以上
耕作していることを要件とする「下限面積」が定められていますが、
令和5年4月1日からこの要件が撤廃されることが決定しました。
それ以降の許可申請につきましては、耕作している農地の面積が50a
に満たない場合でも申請ができるようになりますが、あくまでも面積
要件のみの撤廃で、他の要件については今まで通りとなります。また
細かい基準等につきましては、県や農林水産省で調整しておりますの
で、今後の状況待ちとなっております。

以上でございます。ありがとうございました。

議 長 その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。
それでは、特にないようでございますので、第204回の総会を
閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご
ざいました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____